



## 市内の事業者のみなさまへ

有害物質・油・薬品などの漏洩事故

平成 23 年 4 月 1 日から対象物質が拡大

# 応急措置・緊急連絡をお願いします

大阪市に所在する工場・事業場から有害物質、油、薬品等<sup>(※1)</sup>の流出事故が発生した場合は、下水道施設や公共用水域への被害拡大を防ぐため、速やかに電話等で建設局の各担当部署へ通報をお願いします。

特に特定施設等<sup>(※2)</sup>を設置する事業者は、漏洩事故等<sup>(※3)</sup>が発生した場合、流出先に関連する水質関係法令<sup>(※4)</sup>に基づき応急措置の実施ならびに、その事故状況や措置概要を大阪市へ届出する必要があります。

なお、公共用水域において発見される水質事故件数が増加傾向であることから、水質汚濁防止法に規定する事故時の措置が改正され、平成 23 年 4 月 1 日から事故時の措置対象物質が拡大しています。

※1 有害物質、生活環境項目、指定物質、油をいいます。詳しくは裏面の表を参照してください。

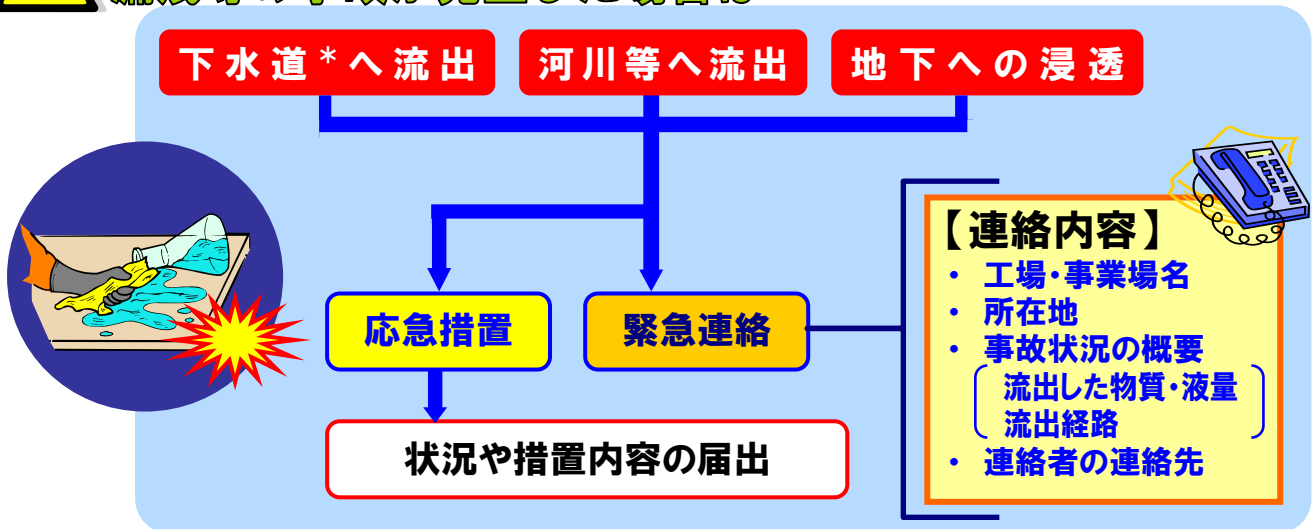
※2 特定施設のほか、有害物質を貯蔵、使用する施設、指定物質を製造、貯蔵、使用、処理する施設や貯油施設等が該当します。

※3 事故とは、発生原因を問わず、火災の発生、除害施設の機能停止、貯蔵タンクや配管の破損、操作ミスなど通常と異なる状態をいいます。ただし、排水基準を遵守できる軽微な事故については除きます。

※4 下水道へ流出した場合は下水道法、地下への浸透や河川等へ流出した場合は水質汚濁防止法となります。



### 漏洩等の事故が発生した場合は



\*下水道法第 12 条の 9 (事故時の措置) に基づくものです。

### 事故時の措置に関する緊急連絡先

下水道(*)	建設局下水道部施設管理課水質管理担当 〔下水放流関係〕	06-6967-0981
河川・地下等	建設局下水道部施設管理課水質管理担当 〔河川放流関係〕	06-6615-7525
休日・夜間	宿日直センター	06-6947-7981

◎このチラシに関するお問合せは 建設局下水道部施設管理課水質管理担当〔河川放流関係〕  
06-6615-7525 まで

\*水質規制に関するホームページは・・・

大阪市 排水規制

検索

**【表1】有害物質（水質汚濁防止法施行令第2条）**

1 カドミウム及びその化合物	10 テトラクロロエチレン	20 シマジン
2 シアン化合物	11 ジクロロメタン	21 チオベンカルブ
3 有機リン化合物	12 四塩化炭素	22 ベンゼン
4 鉛及びその化合物	13 1,2-ジクロロエタン	23 セレン及びその化合物
5 六価クロム化合物	14 1,1-ジクロロエチレン	24 ほう素及びその化合物
6 砒素及びその化合物	15 1,2-ジクロロエチレン★	25 ふっ素及びその化合物
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	16 1,1,1-トリクロロエタン	26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物★
8 ポリ塩化ビフェニル	17 1,1,2-トリクロロエタン	27 塩化ビニルモノマー★
9 トリクロロエチレン	18 1,3-ジクロロプロペン	28 1,4-ジオキサソ
	19 チウラム	

[注意]下水道法上の流出事故においては、★印は対象外となり(15のうち、シス-1,2ジクロロエチレンは除く)、ダイオキシン類が加わります。

**【表2】生活環境項目（水質汚濁防止法施行令第3条）**

1 水素イオン濃度	5 フェノール類含有量	9 溶解性マンガン含有量
2 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量	6 銅含有量	10 クロム含有量
3 浮遊物質	7 亜鉛含有量	11 大腸菌群数
4 ノルマルヘキサソ抽出物質含有量	8 溶解性鉄含有量	12 窒素又はりん含有量

**【表3】指定物質（水質汚濁防止法施行令第3条の3）**

1 ホルムアルデヒド	26 エピクロロヒドリン	39 チオりん酸 0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)
2 ヒドラジン	27 スチレン	40 フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)
3 ヒドロキシルアミン	28 キシレン	41 エチル= (Z) -3- [N-ベンジル-N- [[メチル (1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
4 過酸化水素	29 p-ジクロロベンゼン	42 1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)
5 塩化水素	30 N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)	43 臭素
6 水酸化ナトリウム	31 3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド (別名プロピザミド)	44 アルミニウム及びその化合物
7 アクリロニトリル	32 テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)	45 ニッケル及びその化合物
8 水酸化カリウム	33 チオりん酸 0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はMEP)	46 モリブデン及びその化合物
9 アクリルアミド	34 チオりん酸 S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)	47 アンチモン及びその化合物
10 アクリル酸	35 1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)	48 塩素酸及びその塩
11 次亜塩素酸ナトリウム	36 チオりん酸 0,0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)	49 臭素酸及びその塩
12 二硫化炭素	37 チオりん酸 0,0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)	50 クロム及びその化合物
13 酢酸エチル	38 4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はCNP)	51 マンガン及びその化合物
14 メチル-t-ブチルエーテル (別名MTBE)		52 鉄及びその化合物
15 硫酸		53 銅及びその化合物
16 ホスゲン		54 亜鉛及びその化合物
17 1,2-ジクロロプロパン		55 フェノール類及びその塩類
18 クロルスルホン酸		56 1,3,5,7-テトラアザトリシクロ [3.3.1.1 <sup>3,7</sup> ] デカン (別名:ヘキサメチレンテトラミン)
19 塩化チオニル		
20 クロホルム		
21 硫酸ジメチル		
22 クロルピクリン		
23 りん酸ジメチル 2,2-ジクロロピニル (別名ジクロルボス又はDDVP)		
24 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又はESP)		
25 トルエン		

**【表4】油（水質汚濁防止法施行令第3条の4）**

1 原油	4 軽油	7 動植物油
2 重油	5 灯油	
3 潤滑油	6 揮発油	